

松江市告示第 576 号

松江市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 28 年松江市告示第 448 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 11 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|-----------------------------|---|---|
| 様式第 1 号(第 10 条関係) 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書 略 申請者 氏名 略 | | 様式第 1 号(第 8 条関係) 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書 略 申請者 氏名 <u>㊤</u> 略 | |
| 略 | | 略 | |
| ⑧過去の受給の有無 | 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない | ⑧過去の受給の有無 | 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない |
| | | ⑨児童扶養手当の受給の証明 | <u>上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。</u> <u>(担当者氏名) ㊤</u> |
| 略 | | 略 | |
| (注意) | | | |
| <p>1 <u>支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。)の合計額の 6 割相当額です。この場合において、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講するときの限度額は 20 万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、支給の対象となるのは修学年数に 20 万円を乗じた額で、限度額は 80 万円です。</u></p> <p>2 <u>雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、1 の額からそれらの給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。</u></p> | | | |

様式第 2 号(第 8 条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

略

略

様式第 3 号(第 9 条関係)

- 3 記載された受講開始日及び受講費用(予定)は、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 5 受講対象講座の指定後、受講を取りやめ、又は中止した場合は、子育て支援課にその旨を報告してください。
- 6 給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。
- 7 「⑨児童扶養手当の受給の証明」欄に市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印した場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

様式第 2 号(第 8 条関係)

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

略

略

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。)の合計額の 6 割相当額です。この場合において、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講するときの限度額は 20 万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、支給の対象となるのは修学年数に 20 万円を乗じた額で、限度額は 80 万円です。
- 2 雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、1 の額からそれらの給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、受講を取りやめ、又は中止した場合は、子育て支援課にその旨を報告してください。
- 5 給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続を行うことが必要です。

様式第 3 号(第 9 条関係)

| | |
|---|--|
| 自立支援教育訓練給付金支給申請書 略 申請者 氏名 略 略 | 自立支援教育訓練給付金支給申請書 略 申請者 氏名 ㊟ 略 略 |
| 略 | 略 |
| ㊟希望する 支払金融機 関 | 略 |
| 略 | ㊟児童扶養 手当の受給 の証明 |
| 略 | 上記申請者は、児童扶養手当を 受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊟ |
| 略 | 略 |
| | (注意) 1 支給申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。 2 「㊟児童扶養手当の受給の証明」欄に市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印した場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。 |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年11月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の松江市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に定める様式による用紙で、現に残存するものは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。